

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年6月17日（金曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前10時11分 散会

## 付託事件

議案第47号，議案第48号，議案第56号（ただし，別表中歳出中第3款，第6款，第7款及び第10款を除く），報告第10号，報告第16号，報告第17号，報告第18号（ただし，別表中歳出を除く）

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第47号 水戸市市税条例等の一部を改正する条例
- ② 議案第48号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし，別表中歳出中第3款，第6款，第7款及び第10款を除く）
- ④ 報告第10号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）
- ⑤ 報告第16号 専決処分について（和解について）
- ⑥ 報告第17号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号））
- ⑦ 報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし，別表中歳出を除く）

## 2 出席委員（6名）

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職，氏名

市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君

総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
文化交流課長	沼田誠君		
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	島田祐輔君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第47号ほか6件であります。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第47号ほか6件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

初めに、昨日の委員会において請求いたしました報告第16号及び報告第17号に係る費用の詳細等について、資料が提出されておりますので、執行部から説明を願います。

村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 それでは、専決処分（事務所使用禁止仮処分命令申立事件に関する和解について）の関係経費につきまして、市民協働部生活安全課提出資料に基づき説明いたします。

関係経費につきましては、2款総務費、1項総務管理費、15目生活安全費のうち、安全なまちづくり経費から支出しております。令和3年度につきましては、11節役務費について、不動産鑑定評価で2社に対し46万4,200円を支出いたしました。12節委託料につきましては、訴訟代理人委託契約の着手金として、債権者代理人の弁護士2名に対し110万円を支出いたしました。なお、早急な対応が必要なため、復代理人の弁護士21名も含め、23名により対応いただいたものでございます。

令和3年度合計支出額は156万4,200円でございます。

続きまして、令和4年度につきましては、10節需用費では、今後の支出予定としまして、鍵の交換代10万1,200円を予定しております。12節委託料につきましては、訴訟代理人委託契約の報酬金として、債権者代理人の弁護士2名に対し110万円を支出いたしました。14節工事請負費につきましては、今後の支出予定といたしまして、看板撤去代42万9,440円を予定しております。16節公有財産購入費につきましては、和解に伴う土地及び建物取得費1,720万円でございます。

令和4年度の合計支出額は1,883万6,400円、令和3年度及び令和4年度の合計支出額は令和4年6月16日現在、今後の支出予定も含め2,039万4,840円でございます。

以上のほか、当該建物に関する火災保険加入について、現在協議を行っております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 ただいま説明がありました資料について、質疑のある方は発言を願います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わらせていただきます。

それでは、付託議案等については、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について、順次、御意見を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思います。採決の方法は、挙手によりお願いをいたしま

す。

なお、議案第56号、報告第17号及び報告第18号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度、委員会を開催することにしたと思いますので、あらかじめ御了承を願います。

初めに、議案第47号 水戸市市税条例等の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第47号について採決いたします。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第48号について採決をいたします。

議案第48号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第6款、第7款及び第10款を除く）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第56号について採決いたします。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第10号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第10号について採決いたします。

報告第10号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第10号は承認すべきものと決しました。

次に、報告第16号 専決処分について（和解について）でございますが、報告第17号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号））につきましても、元吉田町暴力団事務所使用禁止仮処分命令申立事件に関する案件でございますので、昨日の質疑と同様に、これらの案件について一括して御意見等を伺った後、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、報告第16号及び報告第17号について、御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

福島委員。

○福島委員 原案には賛成ですが、総務環境委員会として意見を付して議決していただきたい。その案文は、本件では暴力団事務所を取得した。理由は地域の安全を守るため、暴力団事務所の使用を禁止し、取得したもので、当委員会としては、殺人事件のあった物件なので、建物を解体して更地として使用すること。

○高倉委員長 ほかにございますか。

それでは、ただいま福島委員からございました意見を付して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、これより採決をいたします。

報告第16号、第17号については、ただいまの意見を付して承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第16号、第17号は意見を付して承認すべきものと決しました。

次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出を除く）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第18号について採決いたします。

報告第18号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第18号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案等についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、この際、当委員会の行政視察について、お諮りしたいと思います。本件につきましては、お手元に配付をさせていただきました行政視察（案）のとおり、令和4年7月27日水曜日から29日金曜日までの3日間で、旭川市及び札幌市への視察を実施してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

なお、詳しい日程につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時11分 散会